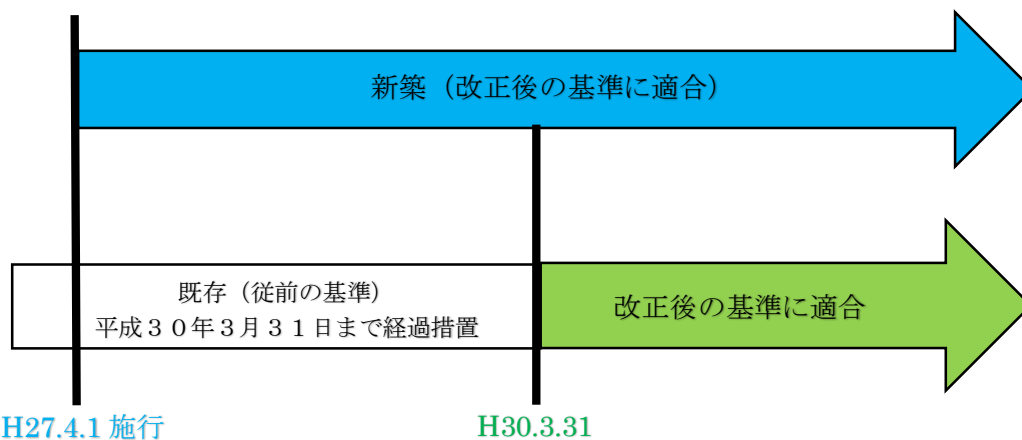


令別表第1(6)項口又は(6)項口部分が存するものに設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器と連動して起動(これを直接通報といいます。)するものとされました。

直接通報としなければならない防火対象物	
(6) 項口	} (6) 項口の用途に供される部分が存するものに限り ます
(16) 項イ (特定複合用途)	
(16の2) 項 (地下街)	
(16の3) 項 (準地下街)	

※ 自動火災報知設備の受信機と消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター(常時人がいるものに限り)に設置されるものにあつてはこの限りではないとされています。

経過措置



改正全文にあつては、下記総務省消防庁通知をご参照ください。

[「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について\(平成25年12月27日 消防予第492号\)」](#)